

職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告に当たって（談話）

〔平成21年5月15日〕
埼玉県人事委員会
委員長 香川 實

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、本年6月に支給する職員の期末手当等について勧告を行いました。

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、例年5月から実施している職種別民間給与実態調査により、民間事業所における前年の8月からその年の7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の支給実績把握を行い、それと比較した上で年間の支給月数を調整するという方針の下、勧告を行ってきています。

しかしながら、本委員会が緊急に行った県内民間企業における本年の夏季一時金に関する特別調査の結果、夏季一時金決定済企業で昨年に比べ10%以上の大幅な減少が見込まれることがわかりました。

本年も職種別民間給与実態調査を実施しており、これに基づく勧告により、12月期も含めた職員の年間の特別給全体において民間の状況が反映されるとはいえ、世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化の渦中にある民間の夏季一時金が大幅に減少していること、国家公務員の本年6月の特別給について一部凍結の特例措置を行うこととする人事院勧告がなされたことなどから、今回の判断に至ったものであります。

人事委員会制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等の内容を実施するために必要な措置をとられるよう要請します。

職員諸君においては、非常に厳しい勧告とはなりますが、民間企業の置かれる異例とも言える厳しい状況を理解し、行政サービスの一層の向上と効率化に努めるとともに、高い倫理観と使命感をもって、県民の期待と信頼に応えるよう全力を挙げて職務にあたることを希望します。

県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義とその内容についてご理解いただきますようお願いいたします。